

策定日 令和7年1月1日

社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団 次世代育成支援対策推進法に基づく 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年1月1日から令和11年3月31日まで

2 目標・取組内容

目標1 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上を目標とする

〈 取組内容 〉

- ① 令和7年4月～ 前年度の年次有給休暇の取得状況を把握する
- ② 令和7年6月～ 計画的な取得に向けて各事業所への啓発活動を実施
- ③ 令和7年12月～ 取得率の低い職員に対して面談を実施する

目標2 時間外勤務の縮減に取り組む

〈 取組内容 〉

- ① 令和7年1月～ 職員の各月の時間外・休日労働の状況を把握する
改善すべき事情等を分析する
- ② 令和7年4月～ 勤怠管理システムを効果的に活用の上、月中と月末に確認を行い長時間労働の抑制を図る
ノー残業デイは、全職員が定時退社を確実に実行する
- ③ 令和7年9月～ 更なる業務の効率化を推進し、時間外労働の削減に努める
(事務作業の外部委託の検討など)

目標3 計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする

男性社員 取得率を15%以上にする

女性社員 取得率を80%以上にする

〈 取組内容 〉

- ① 令和7年1月～ 育児休業の取得率及び取得状況を把握する
- ② 令和7年4月～ 改善すべき事情等を分析する
- ③ 令和7年9月～ 育児休業期間中の代替勤務者の確保に取り組むなど、育児休業を取得しやすい環境整備を行う。